

○国立大学法人横浜国立大学産学官連携研究施設使用料等徴収方法等 及び使用上の義務等に関する要項

平成27年9月30日
研究推進機構長裁定

(趣旨)

第1条 この要項は、国立大学法人横浜国立大学産学官連携研究施設使用規則（平成24年規則第134号、以下「規則」という。）第9条第2項及び第10条第1項の規定に基づき施設の使用料等の徴収方法及び使用ルール等に関し、必要な事項を定めるものである。

(使用料等の徴収)

第2条 使用料、光熱水費及び実験室等にかかる経費は、次に掲げる区分に基づき定める経費及び方法により徴収する。

- (1) 規則第3条第1号から第6号に基づき申請し承認された者 研究代表者等が指定する経費から徴収。
- (2) 規則第3条第7号に基づき申請し承認された者 大学の発行する請求書により金融機関への払い込みによる徴収
- (3) 規則第3条第8号に基づき申請し承認された者 前2号のいずれかで研究推進機構長（以下「機構長」という。）が定める方法による徴収
- (4) 前号までの規定にかかわらず、機構長が特別の事由があると認めた者 機構長が別に指定する方法により徴収

(使用料の徴収単位)

第3条 産学官連携研究施設使用料（以下「使用料」という。）は、承認された期間分を一括して徴収することを原則とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、規則第3条第6号又は第7号の申請により承認された者は、申請時に使用料分納願（別紙様式1）を提出し、機構長の承認を得ることにより、分納することができる。

(鍵及びカードキー等の貸与)

第4条 実験室等の使用承認を得た者は、鍵・カードキー貸与申込書（別紙様式2）を提出することにより、鍵及びカードキーが貸与される。

- 2 鍵及びカードキーを紛失・毀損した場合は、直ちに鍵・カードキー紛失・毀損届（別紙様式3）を機構長に提出しなければならない。

(実験室等使用上の義務)

第5条 研究代表者等及び使用者は、実験室等の使用にあたって法令、学内規則及び次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用を承認された実験室等を使用目的以外に使用しないこと。
- (2) 使用を承認された実験室等以外の場所を無断で使用しないこと。

- (3) 使用を承認された実験室等の全部又はその一部を他の者に転貸しないこと。
- (4) 使用を承認された実験室・設備を無断で改廃し、移動しないこと。
- (5) 実験等の遂行上やむを得ない場合を除き、深夜(22時から6時)の使用はしないこと。
- (6) 実験室等を不在にする場合は必ず施錠をすること。
- (7) 毒物・劇物等は鍵付きロッカーに適正・厳重に保管・管理すること。
- (8) その他機構長から別に指示があった場合は、それに従うこと。

附 則

この要項は、平成25年1月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成27年10月1日から適用する。

別紙様式 1

年 月 日

研究推進機構長 殿

産学官連携研究施設研究代表者

申請者 所属：

職名：

氏名：

連絡先：

⑩

産学官連携研究施設使用料分納願

このことについて、下記のとおり分納したくご承認願います。

記

四半期ごとの分納を希望します。

半期ごとの分納を希望します。

その他 具体的に： _____

別紙様式 2

産学官連携研究施設鍵・カードキー貸与申込書

年 月 日

産学官連携研究施設研究代表者

申請者 所属・職名：

氏名：

Ⓜ

連絡先：

実 験 室 等 名					
※建物入口・実験室等の鍵貸与のみの場合は、以下は記載不要					
カードキー申込枚数		枚 (最大5枚まで)			
カードキー配布希望者リスト					
カード番号 大学使用欄	ふり 氏	がな 名	所属・職名	暗証番号	受領印

別紙様式3

鍵・カードキー紛失・毀損届

このたび貸与された鍵・カードキーを下記の事由により紛失・破損してしまいましたので、お届け致します。

なお、紛失の場合は発見したときはただちに返納致します。

年 月 日

研究推進機構長 殿

届出者

住所

氏名

鍵No

印

記

紛失・破損の事由	備考